

2020年11月吉日

会員各位

荒井商事株式会社
アライオートオークション仙台(株)
アライオートオークショングループ

重 要

オークション規約 改定のご案内

拝啓 深秋の候、貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素はアライオートオークショングループに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、アライオートオークショングループでは、2020年12月1日より、乗用/商用バン、トラック/バス規約およびバイクオークション規約につきまして、内容の一部を改定し運営を行います。

今後とも、オークションがよりスムーズに開催できますよう、当社と致しましても精一杯努力して参りますので、ご利用会員の皆様方におきましても、何卒ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

導入日

2020年 12月 1日

内 容

【規約改定】

1. オークション規約(乗用/商用バン)
 - (1) 第1章 総 則 第3条(管理・運営)第2項 小型トラック区分内容の改定
 - (2) 第11章の〔I〕検査規程
 - ①第3条(出品車両規定)第12項の新設
 - ②第7条(出品車検査基準)アライAA乗用/商用バン専用 検査基準の改定 ・外装評価点の新設 ・評価点99点 ノー検査車両の新設
 - (3) 第11章の〔II〕裁定(クレーム)規程
 - ①第9条(メーター改ざん車両の扱いについて)の改定
 - ②第15条(非クレーム対象)第15項の新設

2. オークション規約（トラック/バス）

- (1) 第1章 総則 第3条（管理・運営）第2項 小型トラック区分内容の改定
- (2) 第11章の〔I〕検査規程
 - ①第3条（出品車両規定）第11項の新設
 - ②第7条（出品車検査基準）アライAAトラック/バス専用検査基準の改定 ・評価点99点 ノー検査車両の新設
- (3) 第11章の〔II〕裁定（クレーム）規程
 - ①第9条（メーター改ざん車両の扱いについて）の改定
 - ②第15条（非クレーム対象）第18項の新設
- (4) 第17条（クレーム処理細則）電装枠⑥AC不良（バス）の内容改定

3. バイクオークション規約

- (1) 第五章 手数料 第25条（手数料）
 - ①4項、5項の削除および4項の新設
 - ②※2輪オークション手数料表の削除
 - ③現状コーナー 0円売切（希望10千円）手数料料金表の削除
- (2) 第六章 出品
 - ①第28条（出品車両基準）第4項の新設
 - ②第29条（出品車両の搬入）第1項の改定
 - ③第30条（車両の搬出）第2項の改定
- (3) 第七章 落札 第32条（商談）第1項、2項の改定
- (4) 第十章の〔I〕検査規定
 - ①第4条（出品手続）第9項の新設 旧9項以下を繰り下げ
 - ②アライAA検査基準の改定 評価点99点 ノー検査車両の新設
- (5) 第十章の〔II〕裁定（クレーム）規定
第5条（非クレーム対象・判断基準）第19項の新設
- (6) 別表Ⅱ車両搬出入管理要綱 ベイサイド、福岡会場削除

1. オークション規約(乗用/商用バン)

(1) 第1章 総則 第3条(管理・運営) 第2項 小型トラック区分内容の改定

《現在》

区分	区分内容
乗用/商用バン 〔現状含む〕	・軽自動車・普通自動車 (積載量 0.75 トン未満のトラック・バン含む)
小型トラック 〔現状含む〕	・積載量 0.75 トン以上, 4 トン未満のトラック フレーム付き バン 1 ナンバー車 (4 トンベース車除く)
中型トラック 〔現状含む〕	・積載量 4 トン以上 5 トン未満 (車両総重量 8 トン未満・4 トンベース車含む) ・バス (乗車定員 11 人以上 30 人未満, 同サイズの車両含む)
大型トラック 〔現状含む〕	・積載量 5 トン以上 (車両総重量 8 トン以上) ・大型バス (乗車定員 30 人以上, 同サイズの車両含む)
・建設機械 ・農業機械 ・産業機械	
・パーツ ・ボディ ・トレーラー	

↓

《改定後》

区分	区分内容
乗用/商用バン 〔現状含む〕	・軽自動車・普通自動車 (積載量 0.75 トン未満のトラック・バン含む)
小型トラック 〔現状含む〕	・積載量 0.75 トン以上, 4 トン未満のトラック (同サイズの車両含む) ・フレーム付きバン 1 ナンバー車 (4 トンベース車除く)
中型トラック 〔現状含む〕	・積載量 4 トン以上 5 トン未満 (車両総重量 8 トン未満・4 トンベース車含む) ・バス (乗車定員 11 人以上 30 人未満, 同サイズの車両含む)
大型トラック 〔現状含む〕	・積載量 5 トン以上 (車両総重量 8 トン以上) ・大型バス (乗車定員 30 人以上, 同サイズの車両含む)
・建設機械 ・農業機械 ・産業機械	
・パーツ	

<ul style="list-style-type: none"> ・ボディ ・トレーラー 	
--	--

(2) 第11章の〔I〕検査規程

①第3条(出品車両規定)第12項の新設

《新設》

12 アライAAでは、ノー検査車両「99点評価」に於ける車両出品規定を各会場で定めるものとし、その詳細をアライAAホームページに掲載する。

(2) 第11章の〔I〕検査規定

②第7条(出品車検査基準)アライAA乗用/商用バン専用検査基準の改定

《現在》

アライAA 乗用/商用バン専用 検査基準表

評価点	内容	内装評価
S点	軽微で目立たない小傷・エクボ等があるもの ・初年度登録より12ヶ月まで ・走行10,000kmまで	A評価
6点	軽微で目立たない小傷・小へコミ・補修跡のあるもの ・初年度登録より36ヶ月まで ・走行30,000kmまで	A評価
5点	外装に軽微な傷・へコミのあるもの 内外装に軽微な加修を施したもの 外装部品に交換が無いもの 国産車の職権打刻車 ・走行50,000kmまで	B評価以上
4.5点	内外装に傷・へコミのあるもの 内外装共に軽微な加修で商品価値が向上するもの ネジ留めによる外装部品の交換があるもの ・走行100,000kmまで	B評価以上
4点	外装に目立つ傷・へコミ・錆等があるもの 内外装を再加修する事により商品価値が向上するもの 機関・機構に不具合のあるもの 色替車両	C評価以上

	・走行 150,000 k mまで	
3.5 点	内外装共に状態が悪く加修を要するもの 骨格部位以外の溶接パネルの交換・加修があるもの 修復歴としない骨格部位に損傷・加修があるもの 走行不明（#）車両・メーター改ざん（*）車両	C 評価以上
3 点	内外装共に状態が悪く,錆,腐食の多いもの 全体に大小の加修を要するもの 色ボケ車両。塩害・雹害車両	D 評価以上
2 点	全体に残存価値の少ないもの 競技車両等	D 評価以上
1 点	粗悪車両等 冠水・消化剤散布車両	D 評価以上
0 点	現状車両・特殊車両等・検査基準に該当しない車両 エンジン・トランスミッションの不具合大車両 走行危険（不可）車両・不動車両	D 評価以上
R 点	R A 点: 修復車両（骨格部位に交換が無く修復が軽微なもの,骨格部位の 損傷・改造、加工等）	D 評価以上
	R B 点: 修復車両（骨格部位の交換・修復が軽微でないもの,骨格部位の 損傷・改造、加工等）	
	R 1 点: 修復車両でかつ,瑕疵車両（冠水・消火剤散布車両）と重複し た場合の車両	

↓

《改定後》

アライ A A 乗用/商用バン専用 検査基準表

評価点	内容	内装評価	外装評価
S 点	軽微で目立たない小傷・エクボ等があるもの ・初年度登録より 12 ヶ月まで ・走行 10,000 k mまで	A	S
6 点	軽微で目立たない小傷・小へコミ・補修跡のあるもの ・初年度登録より 36 ヶ月まで ・走行 30,000 k mまで	A	S
5 点	外装に軽微な傷・へコミのあるもの 内外装に軽微な加修を施したもの 外装部品に交換が無いもの 国産車の職権打刻車	B 以上	A 以上

	・走行 50,000 k mまで		
4.5 点	内外装に傷・ヘコミのあるもの 内外装共に軽微な加修で商品価値が向上するもの ネジ留めによる外装部品の交換があるもの ・走行 100,000 k mまで	B 以上	B 以上
4 点	外装に目立つ傷・ヘコミ・錆等があるもの 内外装を再加修する事により商品価値が向上するもの 機関・機構に不具合のあるもの 色替車両 ・走行 150,000 k mまで	C 以上	C 以上
3.5 点	内外装共に状態が悪く加修を要するもの 骨格部位以外の溶接パネルの交換・加修があるもの 修復歴としない骨格部位に損傷・加修があるもの 走行不明（#）車両・メーター改ざん（*）車両	C 以上	C 以上
3 点	内外装共に状態が悪く、錆、腐食の多いもの 全体に大小の加修を要するもの 色ボケ車両。塩害・電害車両	D 以上	D 以上
2 点	全体に残存価値の少ないもの 競技車両等	D 以上	D 以上
1 点	粗悪車両等 冠水・消化剤散布車両	D 以上	D 以上
0 点	現状車両・特殊車両等・検査基準に該当しない車両 エンジン・トランスミッションの不具合大車両 走行危険（不可）車両・不動車両	D 以上	D 以上
R 点	RA点: 修復車両（骨格部位に交換が無く修復が軽微なもの、骨格部位の損傷・改造、加工等） RB点: 修復車両（骨格部位の交換・修復が軽微でないもの、骨格部位の損傷・改造、加工等） R1点: 修復車両でかつ、瑕疵車両（冠水・消火剤散布車両）と重複した場合の車両	D 以上	D 以上
99 点	ノー検査車両		

(3) 第11章の〔II〕裁定(クレーム)規程

①第9条(メーター改ざん車両の扱いについて)の改定

《現在》

何らかの理由で、やむを得ずメーター改ざん車両を仕入し、出品する場合は、その改ざん理由を明確に記載する事を基本とする。また、書類等で、現車の現メーターより明らかな過去の最長距離数が確認できる改ざん車両に関しては、その時の最長距離数を明確に記載しなければならない。

↓

《改定後》

何らかの理由で、やむを得ずメーター改ざん車両を仕入し、出品する場合は、その改ざん理由と推定距離数を記載することを原則とする。

(3) 第11章の〔II〕裁定(クレーム)規程

②第15条(非クレーム対象)第15項の新設

《新設》

15 ノー検査車両「99点評価」。ただし、第4条(違法車両処理基準)および第12章の第47条に該当する(修復車両歴発覚は除く)場合には、クレームの対象とする他、詳細を各会場ホームページに掲載する。

2.オークション規約(トラック/バス)

(1) 第1章 総則 第3条(管理・運営)第2項 小型トラック区分内容の改定

《現在》

区分	区分内容
乗用/商用バン 〔現状含む〕	・軽自動車・普通自動車 (積載量0.75トン未満のトラック・バン含む)
小型トラック 〔現状含む〕	・積載量0.75トン以上、4トン未満のトラック フレーム付き バン 1ナンバー車(4トンベース車除く)
中型トラック 〔現状含む〕	・積載量4トン以上5トン未満 (車両総重量8トン未満・4トンベース車含む) ・バス(乗車定員11人以上30人未満、同サイズの車両含む)
大型トラック 〔現状含む〕	・積載量5トン以上(車両総重量8トン以上) ・大型バス(乗車定員30人以上、同サイズの車両含む)
・建設機械	

<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業機械 ・ 産業機械 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ パーツ ・ ボディ ・ トレーラー 	

↓

《改定後》

区分	区分内容
乗用/商用バン 〔現状含む〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 軽自動車・普通自動車 (積載量 0.75 トン未満のトラック・バン含む)
小型トラック 〔現状含む〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 積載量 0.75 トン以上, 4 トン未満のトラック (同サイズの車両含む) ・ フレーム付きバン 1 ナンバー車 (4 トンベース車除く)
中型トラック 〔現状含む〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 積載量 4 トン以上 5 トン未満 (車両総重量 8 トン未満・4 トンベース車含む) ・ バス (乗車定員 11 人以上 30 人未満, 同サイズの車両含む)
大型トラック 〔現状含む〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 積載量 5 トン以上 (車両総重量 8 トン以上) ・ 大型バス (乗車定員 30 人以上, 同サイズの車両含む)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設機械 ・ 農業機械 ・ 産業機械 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ パーツ ・ ボディ ・ トレーラー 	

(2) 第 11 章の〔I〕 検査規程

①第 3 条 (出品車両規定) 第 11 項の新設

《新設》

11 アライ AA は、ノー検査車両「99 点評価」に対する出品車両規定を各会場で定めるものとし、その詳細をアライ AA ホームページに掲載する。

(2) 第 11 章の〔I〕 検査規定

②第 7 条 (出品車検査基準) アライ AA トラック/バス専用検査基準の改定

《現在》

評価点	内容
5点	内外装の状態が良好で、無修正に近く良好なもの 上物（ボディ）に多少の使用感があるもの 小型トラック：走行 50,000 k mまで 中型トラック・大型トラック：走行 100,000 k mまで
4点	外装に多少の凹み,傷,钣金修理跡があるが修正せずに十分使用可能なもの 上物（ボディ）各部に,曲り,捻れ,凹みが少なく,状態が良好なもの 小型トラック：走行 200,000 k mまで 中型トラック：走行 500,000 k mまで 大型トラック：走行 800,000 k mまで
3.5点	リヤフレーム及びリヤフレームに接合されているクロスメンバーに歪があるもの（歪大は評価0点） けん引フック部に歪があるもの キャブフロアより下位置に歪・修正・交換があるもの 走行不明（#）車両、メーター改ざん（*）車両
3点	凹みや傷等があり,修理・修正を必要とするもの 目立つ錆、腐食があるもの エンジン・トランスミッションに不具合があるもの フロント・センターフレーム,クロスメンバーに歪があるもの（歪大は評価0点） キャブフロントパネル（ボンネットタイプを除く）,バックパネルの交換 上物（ボディ）に瑕疵があるもの（ボディ取付に不具合のあるもの）
2点	フレーム・クロスメンバーの亀裂・腐食穴 キャブ・上物（ボディ）の腐食穴大
1点	冠水・消火剤散布車両等の瑕疵車両
0点	現状車両、検査基準に該当しない車両 走行危険車両・不動車両
B点	現状車両 フロント・センターフレーム,クロスメンバーの亀裂・腐食穴が大きいもの キャブフロアの腐食穴が大きいもの
R点	R点: 修復車両（骨格部位の損傷・改造・加工等）
	R 1点: 修復車両であり、評価1点の内容と重複する車両
	R 2点: 修復車両であり車両状態が悪いもの、評価2点の内容と重複する車両

↓

《改定後》

評価点	内容
5点	内外装の状態が良好で、無修正に近く良好なもの 上物（ボディ）に多少の使用感があるもの

	小型トラック：走行 50,000 k mまで 中型トラック・大型トラック：走行 100,000 k mまで
4 点	外装に多少の凹み,傷,鍍金修理跡があるが修正せずに十分使用可能なもの 上物（ボディ）各部に,曲り,捻れ,凹みが少なく,状態が良好なもの 小型トラック：走行 200,000 k mまで 中型トラック：走行 500,000 k mま で 大型トラック：走行 800,000 k mまで
3.5 点	リヤフレーム及びリヤフレームに接合されているクロスメンバーに歪があ るもの（歪大は評価 0 点） けん引フック部に歪があるもの キャブフロアより下位置に歪・修正・交換があるもの 走行不明（#）車両、メーター改ざん（*）車両
3 点	凹みや傷等があり,修理・修正を必要とするもの 目立つ錆、腐食があるもの エンジン・トランスミッションに不具合があるもの フロント・センターフレーム,クロスメンバーに歪があるもの（歪大は評価 0 点） キャブフロントパネル（ボンネットタイプを除く）,バックパネルの交換 上物（ボディ）に瑕疵があるもの（ボディ取付に不具合のあるもの）
2 点	フレーム・クロスメンバーの亀裂・腐食穴 キャブ・上物（ボディ）の腐食穴大
1 点	冠水・消火剤散布車両等の瑕疵車両
0 点	現状車両、検査基準に該当しない車両 走行危険車両・不動車両
B 点	現状車両 フロント・センターフレーム,クロスメンバーの亀裂・腐食穴が大きいもの キャブフロアの腐食穴が大きいもの
R 点	R 点: 修復車両（骨格部位の損傷・改造・加工等）
	R 1 点: 修復車両であり、評価 1 点の内容と重複する車両
	R 2 点: 修復車両であり車両状態が悪いもの、評価 2 点の内容と重複する 車両
99 点	ノー検査車両

(3) 第 1 1 章の〔II〕裁定（クレーム）規程

①第 9 条（メーター改ざん車両の扱いについて）の改定

《現在》

何らかの理由で、やむを得ずメーター改ざん車両を仕入し、出品する場合は、その改ざん理由を明確

に記載する事を基本とする。また、書類等で、現車の現メーターより明らかな過去の最長距離数が確認できる改ざん車両に関しては、その時の最長距離数を明確に記載しなければならない。

↓

《改定後》

何らかの理由で、やむを得ずメーター改ざん車両を仕入し、出品する場合は、その改ざん理由と推定距離数を記載することを原則とする。

(3) 第11章の〔II〕裁定(クレーム)規程

②第15条(非クレーム対象)第18項の新設

《新設》

18 ノー検査車両「99点評価」。ただし、第4条(違法車両処理基準)および第12章の第47条に該当する(修復車両歴発覚は除く)場合には、クレームの対象とする他、詳細を各会場ホームページに掲載する。

(4) 第17条(クレーム処理細則)電装枠⑥AC不良(バス)の内容改定

《現在》

⑥AC不良(バス)	5日	5日	5日	—	5日	—	新車登録より7年未満 中型:20万円未満(20万円以上50万円未満一律30,000円) 大型:30万円未満(30万円以上80万円未満一律60,000円)
-----------	----	----	----	---	----	---	--

↓

《改定後》

⑥大型バスAC不良	—	—	5日	—	5日	—	乗車定員30人以上 新車登録より7年未満 30万円未満(30万円以上80万円未満一律60,000円)
-----------	---	---	----	---	----	---	--

3. バイクオークション規約

(1) 第五章 手数料 第25条(手数料)

①4項、5項の削除および4項の新設

《現在》

- 4 記念オークション開催等、特別に開催されるオークションの場合には記念AA出品、成約及び落札手数料を支払わなければなりません。
- 5 各会場ごとに特別に設定した出品コーナー等は、その会場が定めた手数料をアライAAに支払わなければなりません。

↓

《改定後》

4 項、5 項の削除

《新設》

- 4 アライAAで開催されるすべてのオークションにおける手数料の詳細は、アライAAホームページに掲載します。

(1) 第五章 手数料 第25条 (手数料)

②※2 輪オークション手数料表の削除

《現在》

※2 輪オークション手数料

リアルオークション落札、ネット入札落札による外部落札の手数料割り増しは廃止

全コーナー手数料料金表(現状コーナー0円売切設定は別表)

車両価格	出品料		成約料		落札料	
	正会員	ビジター 会員	正会員	ビジター 会員	正会員	ビジター 会員
	希望金額に準ずる		成約金額に準ずる		落札金額に準ずる	
～49千円	2,000円	2,000円	4,000円	5,000円	4,000円	5,000円
50千円～99千円	3,000円	3,000円	4,500円	6,000円	4,500円	6,000円
100千円～199千円	3,000円	4,000円	6,000円	7,000円	6,000円	7,000円
200千円～299千円	3,000円	4,000円	7,000円	8,000円	7,000円	8,000円
300千円～399千円	3,000円	4,000円	8,000円	9,000円	8,000円	9,000円
400千円～499千円	3,000円	5,000円	9,000円	10,000円	9,000円	10,000円
500千円～599千円	3,000円	5,000円	9,000円	10,000円	9,000円	10,000円
600千円以上	3,000円	5,000円	9,000円	10,000円	9,000円	10,000円

(消費税別)

↓

《改定後》

表を削除 (アライAAホームページ掲載に変更)

(1) 第五章 手数料 第 25 条 (手数料)

③現状コーナー 0 円売切 (希望 10 千円) 手数料料金表の削除

《現在》

現状コーナー 0 円売切(希望 10 千円)手数料料金表
出品料無料、成約価格の半額を成約手数料とします。

成約金額	出品料	成約料	落札料
1,000円	0円	500円	通常と同じ
2,000円		1,000円	
3,000円		1,500円	
4,000円		2,000円	
5,000円		2,500円	
6,000円		3,000円	
7,000円		3,500円	
8,000円以上		4,000円	

(消費税別)

現状コーナー0 円売切設定の流札・出品取消の場合は出品料 2,000 円となります。

※前日出品・当日出品共に一律料金。

※手数料については、コーナー及び登録会員条件により異なる場合がございます。詳しくはアライ AA 事務局へお問い合わせ下さい。

↓

《改定後》

表を削除(アライAAホームページ掲載に変更)

(1) 第六章 出品 第 28 条 (出品車両基準) 第 4 項の新設

《新設》

4 アライAAは、ノー検査車両「99 点評価」に対する出品車両規定を各会場で定めるものとし、アライAAホームページに掲載します。

(2) 六章 出品 第 29 条 (出品車両の搬入) 第 1 項の改定

《現在》

1 出品車両の搬入はアライAAの各会場が定めた時刻までとします。(別表Ⅱ「車両搬出入管理要綱」参照)

↓

《改定後》

- 1 出品車両の搬入はアライAAの各会場が定めた時刻までとし、アライAAホームページに掲載するものとします。

(3) 第六章 出品 第30条 (車両の搬出) 第2項の改定

《現在》

- 2 落札車両の搬出期限は、ベイサイド会場は当該週の土曜日 19 時まで、福岡会場は当該週の土曜日 18 時までとします。

↓

《改定後》

- 2 落札車両の搬出期限はアライAAの各会場が定めた時刻までとし、アライAAホームページに掲載するものとします。

(3) 第七章 落札 第32条 (商談) 第1、2項の改定

《現在》

- 1 会員が、流札車両の購入を希望する場合は、アライAAが定めた所定の申請方法にて、購入を申し込むことができます。アライAAは、出品者の同意を得て購入を希望する会員と出品者との仲介(商談)を致します。この場合、申込者が提示した希望購入金額を出品者が承諾した時点をもって売買契約が成立し、アライAAは、本規約で定めた商談手数料にて処理を致します。
- 2 出品者が、流札車両の売却を希望する場合は、アライAAが定めた所定の申請方法にて売却を申し込むことができます。アライAAは、優先権を持つ応札者の同意を得て、出品者と応札者との仲介(逆商談)を致します。この場合、出品者が提示した希望購入金額を応札者が承諾した時点をもって売買契約が成立し、アライAAは、本規約で定めた逆商談手数料にて処理を致します。

↓

《改定後》

- 1 会員が、流札車両の購入を希望する場合は、アライAAが定めた所定の申請方法にて、購入を申し込むことができます。アライAAは、出品者の同意を得て購入を希望する会員と出品者との仲介(商談)を致します。この場合、申込者が提示した希望購入金額を出品者が承諾した時点をもって売買契約が成立し、アライAAは、**各会場で定めた**商談手数料にて処理を致します。
- 2 出品者が、流札車両の売却を希望する場合は、アライAAが定めた所定の申請方法にて売却を申し込むことができます。アライAAは、優先権を持つ応札者の同意を得て、出品者と応札者との仲介(逆商談)を致します。この場合、出品者が提示した希望購入金額を応札者が承諾した時点をもって売買契約が成立し、アライAAは、**各会場で定めた**逆商談手数料にて処理を致します。

(4) 第十章の〔I〕検査規定

①第4条 (出品手続) 第9項の新設、以降、旧9項以降を繰り下げ

《現在》

9 本条1項の手続きがなされていない搬入車両については、当社では一切の責任を負わず全て出品者の責任とします。

10 出品車両搬入後は、いかなる場合においても当該車両セリ終了前の搬出はできません。

↓

《改定後》

9 アライAAでは、ノー検査車両「99点評価」に於ける車両出品規定を各会場で定めるものとし、その詳細をアライAAホームページに掲載するものとします。

10 本条1項の手続きがなされていない搬入車両については、当社では一切の責任を負わず全て出品者の責任とします。

11 出品車両搬入後は、いかなる場合においても当該車両セリ終了前の搬出はできません。

(4) 第十章の〔I〕検査規定

②アライAA検査基準の改定 評価点99点 ノー検査車両の新設

《現在》

アライAA検査基準表

評価点	内容
9点	未登録車でメーカー出荷状態を保っているもの
8点	型落ちの新車、一時登録の未使用車
7点	走行2,000km未満で最良なもの
6点	走行8,000km未満で極めて良好なもの
5点	小傷程度で全体的に良好な状態を保つ、排気量126cc以上で
	走行30,000km未満のもの。または、排気量125cc以下で
	オドメーター5桁表示の車両で10,000km未満のもの。
4点	若干の部品交換と修理で商品化できるもの
3点	外装、機能部位の交換、脱着分解修理を要するもの
2点	サビ、傷が大で商品価値の少ない粗悪車
1点	現状車、スクラップ車、商品価値のないもの
0点	事故現状車
なし	書類無し車、レーサー、自転車等

※ 実際の車両検査は、①事故、②外観、③機能、④改造についてそれぞれ評価を行い、それらを総合的に評価したものが上記の評価点(総合)となる。また、原付車両の7点・6点・5点の走行距離限度は上記表示の1/4となる。

↓

《改定後》

アライAA検査基準表

評価点	内容
9点	未登録車でメーカー出荷状態を保っているもの
8点	型落ちの新車、一時登録の未使用車
7点	走行2,000km未満で最良なもの
6点	走行8,000km未満で極めて良好なもの
5点	小傷程度で全体的に良好な状態を保つ、排気量126cc以上で
	走行30,000km未満のもの。または、排気量125cc以下で
	オドメーター5桁表示の車両で10,000km未満のもの。
4点	若干の部品交換と修理で商品化できるもの
3点	外装、機能部位の交換、脱着分解修理を要するもの
2点	サビ、傷が大で商品価値の少ない粗悪車
1点	現状車、スクラップ車、商品価値のないもの
0点	事故現状車
なし	書類無し車、レーサー、自転車等
99点	ノー検査車

※ 実際の車両検査は、①事故、②外観、③機能、④改造についてそれぞれ評価を行い、それらを総合的に評価したものが上記の評価点(総合)となる。また、原付車両の7点・6点・5点の走行距離限度は上記表示の1/4となる。

※ノー検査車両「99点評価」は、基本項目(車台番号・エンジン番号・走行距離数等)の確認は行うものとします。

(5) 第十章の〔II〕 裁定(クレーム)規定

第5条(非クレーム対象・判断基準)第19項の新設

《新設》

19 ノー検査車両「99点評価」。但し、違法車両等に該当する場合は、クレームの対象とする他、詳細を各会場ホームページに掲載するものとします。

(6) 別表Ⅱ車両搬出入管理要綱

ベイサイド会場、福岡会場を削除

以上

